

農林水産政策の推進に関する重点提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新たな農業政策の推進

- (1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化を図ること。
- (2) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担軽減を図り、取り組みやすい事業とし、更なる充実強化を図ること。
- (3) 農地中間管理機構からの業務委託については、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないよう財政措置を講じること。

2. 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置の充実を図ること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、農業経営基盤強化準備金制度の適用期間を延長すること。

3. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

4. 経済連携協定（E P A）や自由貿易協定（F T A）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

5. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、「鳥獣被害防止総合対策」及び「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業」を継続的な制度とし、更なる充実強化を図ること。
- (2) 野生鳥獣による被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、広域的な個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

7. 森林整備対策等の充実強化

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じるとともに、迅速な支援が行えるよう事務の効率化を図ること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。
また、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 水源の保全を強化するため、外国資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採について、適切な措置を講じること。

8. 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進並びに水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策並びに防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備の充実強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。

9. 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

あわせて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国

産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。